

○三原市ホームページ広告掲載取扱要領

令和2年3月12日
制定

(趣旨)

第1条 この要領は、三原市広告掲載取扱要綱（平成20年三原市要綱第4号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、三原市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の1枠当たりの規格は、概ね次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル，横180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可），JPEG又はPNG
- (3) 容量 100キロバイト以下

2 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ下段とする。

3 広告は、次に掲げるものを含んではない。

- (1) 市ホームページを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が市ホームページの内容の一部であると誤解するおそれのあるもの
- (2) 閲覧者が市の事業であると誤解するおそれのあるもの
- (3) 高速で振動，点滅又は画像切替えを繰り返すもの
- (4) その他市長が広告として適当でないとするもの

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、4月から翌年3月までとする。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 翌年度分の広告を掲載しようとするとき。
- (2) 広告枠を新たに設置したとき。
- (3) 広告枠に空きが生じたとき。

2 広告の募集の方法は、市ホームページその他の市の広報媒体を利用して行う。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額1万円とする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、三原市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、前項の規定による申込みをしようとするときは、申込書に掲載しようとする広告の画像等を添付するものとする。ただし、前年度に広告を掲載した者であって、前年度と同内容で広告掲載を申し込むときはこの限りでない。

3 市長は、必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、要綱第9条に規定する三原市広告審査会により、広告掲載の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、三原市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は三原市ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第8条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更しようとする月の前月の15日までに、三原市ホームページ掲載広告等内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(1) 広告の画像を変更するとき。

(2) リンク先のホームページアドレスを変更するとき。

(3) 申込書の記載内容に変更があるとき。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定された期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告又は広告のリンク先のホームページの内容が要綱第8条の規定に該当するとき。
- (3) その他市長が市ホームページの管理運営上支障が生じると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載の取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載する広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主は、第7条第2項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(免責事項等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由により、市ホームページへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰さない非常事態の発生
- (2) サーバ等の機器の保守又は工事の実施
- (3) 市ホームページへの広告掲載のための作業(広告掲載の開始日又

は変更日の午前0時から正午までの間に限る。)の実施

(4) 前3号に掲げる事由によるもののほか、1月当たり合計24時間を超えない範囲の市ホームページの停止

2 市ホームページへの広告掲載に関して、市が広告主に対して損害賠償責任を負った場合の損害賠償額は、広告主が納付した広告掲載料を超えない額とする。

(広告掲載料の返還)

第14条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、前条第1項各号のいずれにも該当しない場合であって、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、納付済みの広告掲載料のうち、未掲載期間に相当する額を返還することができる。

2 前項ただし書の規定より返還する広告掲載料には、利子を付けない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日までに、改正前の三原市ホームページ広告掲載取扱要領の規定によりなされた広告の掲載等の取扱いは、なお従前の例による。

三原市長 様

（申込者）

住 所

氏 名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者）

氏 名

電 話

F A X

E-mail

三原市ホームページ広告掲載申込書

三原市ホームページに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、三原市広告掲載取扱要綱及び三原市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を遵守するとともに、私の市税納付状況について三原市が市税納付状況調査を行うことについて同意します。

- 1 前年度と同じ内容で申し込みます。
- 2 前年度から内容を変更して申し込みます。
 - (1) リンク先ホームページの内容
 - ア 内容
 - イ URL
 - (2) 広告の内容
 - ア 掲載希望枠数 枠
 - イ 掲載希望期間 年 月 ～ 年 月
 - ウ 広告原稿（画像データ）の内容（別紙でも可。）

第 号
年 月 日

様

三原市長
（●●課）

三原市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けであった広告掲載の申込みについては、審査の結果、三原市ホームページに次のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

つきましては、広告掲載料を別添納入通知書により納付してください。

なお、納入期限までに広告掲載料の納付がない場合は、掲載の決定を取り消すことがあります。

1 掲載する広告

(1) 掲載枠数 枠

(2) 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス

2 広告掲載料

円

納入期限： 年 月 日（ ）

3 掲載条件

本通知により決定を受けた三原市ホームページへの広告掲載については、三原市広告掲載取扱要綱及び三原市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

三原市長
（●●課）

三原市ホームページ広告不掲載決定通知書

年 月 日付けであった広告掲載の申込みについては、審査の結果、掲載しないことと決定しましたので通知します。

不掲載と決定した理由

年 月 日

三原市長様

（届出者）

住 所

氏 名

印

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。）

（担当者）

氏 名

電 話

F A X

E-mail

三原市ホームページ掲載広告等内容変更届出書

三 第 号（ 年 月 日付け）で決定を受けた三原市ホームページへ掲載する広告の内容を変更したいので届け出ます。

1 変更内容

(1) 広告画像の内容

(2) リンク先の変更

(3) 申込書の記載内容の変更

2 その他